

令和7年4月10日

八戸圏域水道企業団前払金の使途拡大継続のおしらせ

八戸圏域水道企業団

管財出納課管財契約グループ

企業団発注の工事等の前払金の取扱いについて八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領により、建設工事請負契約に係る前払金の使途拡大を特例として実施していましたが、令和7年度においても継続することとなりましたのでお知らせします。

1. 前払金の使途拡大について

地方自治法施行規則等の一部改正により、工事請負契約に係る前金払の使途を工事の施工に係る費用全般に拡大します。

○変更内容

建設工事の前払金の使途拡大について、特例の継続により、払い出された前払金額の25%以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができます。

2. 契約時の取扱

対象となる契約については約款に「別記 特約条項」を追加して対応します。

3. 適用対象

平成29年1月1日から令和8年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事の前払金（中間前払金は対象外）で、令和8年3月31日までに支払いが行われる場合に適用されます。

4. 平成28年度1月～令和6年度発注工事について

平成29年1月1日から令和7年3月31日までに請負契約を締結した工事のうち、令和7年度に前払金の払出しを行う工事については、発注者と受注者間で協議が必要となりますので、希望される場合は工事担当課に御相談下さい。

問合せ先 八戸圏域水道企業団

管財出納課 管財契約グループ

電話0178-70-7082 FAX0178-70-7070